

南城市三世代同近居支援補助金交付要綱一部改正の要点

1. 改正の目的と背景

令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、過疎地域における若者世代の流入や人口増加を図る必要がある。また、本制度は自治会加入率増加や担い手確保の一助となる可能性も大きいことから、地域支援の観点を盛り込む必要がある。加えて、現行の制度は極めて審査項目が多く、申請者においても担当課においてもわかりにくいことから円滑な事務運営に至っていない状況である。申請者にわかりやすい制度とすることで受給者の増加につなげ、三世代同近居の増加につなげる。

2. 改正のポイント

本制度がムラヤー構想の実現に資するため、いかに若者世代を呼び込み定住してもらうか、いかに移住した若者に地域の担い手となってもらうかを軸に改正することとする。

- ①子世帯の夫婦が揃って同居していなければならなかったが、単身赴任など多様な家族の形を踏まえ、夫婦のどちらかが居住していればよいこととする
- ②同居の定義を同一住宅又は同一敷地内の離れから同一行政区内に広げる
- ③近居の定義を同一小学校区内かつ同一行政区域内又は隣接行政区域内から市内全体に広げる（近居から近居は対象外だが近居から同居は対象となる）
- ④ムラヤー構想実現のための定住促進の観点から賃貸は対象外とする
- ⑤これまで引越費用は実費計算していたが、定額とし費用がかからなかった世帯にも一定金額を支給できるようにする
- ⑥過疎地域内で子世帯、親世帯共に三世代同近居を始めた場合には支給額を加算し最大で100万円を受け取れるようにする
- ⑦本市では生産年齢層の減少や少子高齢化が課題となっており、U・I・Jターンによる若者を呼び込む必要があることから補助対象について親世帯は対象外とし子世帯のみとする
- ⑧これまで前提として申請日より前に親等が継続して1年以上市内に居住していなくてはならなかったが、市内に住居を建築・購入し親世帯と子世帯が同時に引っ越してくることも考えられることから不問とする
- ⑨今後の地域DX促進を踏まえ三世代同近居を構成する世帯の全ての構成員がマイナンバーカードを取得していることを義務付ける（申請中の場合も対象とする）
- ⑩地域の担い手不足解消を図るため補助対象世帯が居住する自治会に加入した証明書を提出することとする
- ⑪一過性の居住になっていないか等を確認する後追い調査や効果測定調査への協力を義務化する

3. 補助金の比較

改正前

区分		補助上限額	過疎地域加算
1. 新築、改築、購入、引越費用（敷金礼金、仲介手数料、引越サービス料等）	(1) 同居	30万円	なし
	(2) 近居	20万円	
2. 引越費用（敷金礼金、仲介手数料、引越サービス料等）	近居賃貸	10万円	

改正後

区分		補助上限額	過疎地域加算
1. 新築、改築、 購入費用	(1) 同居	30万円	70万円
	(2) 近居	20万円	30万円
2. 引越費用（定額）	(1) 県外	10万円	20万円
	(2) 県内	5万円	5万円

4. 過疎地域について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法第19号）第2条第2項により公示された地域とする。

旧町村地域	過疎地域の住所
旧知念村地域	南城市知念（全域）